

令和6年度集団指導 障がい児通所支援 (報酬算定版)

吹田市 福祉部 福祉指導監査室

障がい事業者担当

この資料の留意事項について

- ▶ この資料は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」を参照しています。
- ▶ 動画作成の都合上、全ての事業別の通知文書の掲載は省略していますので、事業者におかれましては、該当する事業に適用される内容について適宜、確認いただきますようお願いいたします。
- ▶ なお、吹田市が行う集団指導は、大阪府の集団指導の資料をもとに作成しています。

基本報酬の算定の取扱い①

- ▶ 令和6年4月より、基本報酬において時間区分が創設されました。
- ▶ 個別支援計画に定めた計画時間に応じて算定することが基本となります。

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

※放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能

- ▶ ただし、以下の場合は、令和6年4月以降も時間区分はありません。
 - ・主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合
 - ・共生型又は基準該当の場合
 - ・旧主として重症心身障がい児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合

基本報酬の算定の取扱い②

障がい児通所支援

個別支援計画に定めた提供時間と実際に支援した時間が異なる場合の取扱い

計画に定めた提供時間よりも実際に支援した時間が短くなった場合

- ① 利用者の都合による場合
計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する
(実際の支援時間が30分未満となった場合でも算定可能)
- ② 事業所の都合による場合
実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する
(実際の支援時間が30分未満となった場合には算定不可)

計画に定めた提供時間よりも実際に支援した時間が長くなった場合

○利用者・事業所いずれの都合による場合においても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする
○ただし、利用者や学校等の都合により、計画に定めた提供時間と異なる時間区分で算定するような状況(例えば学校の短縮授業等)が想定されている場合は、想定される具体的な内容を計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする

定員超過利用減算（1日あたり）

以下のいずれかに該当する場合に適用

- ・ 1日あたりの定員超過
- ・ 過去3か月の利用実績による定員超過

▶ 1日あたりの定員超過減算（定員50人以下の場合）

1日の利用児童の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超える場合に減算

【減算割合】

当該1日について所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）

例 定員10名の事業所の場合

$$10人 \times 1.5 = 15人$$

よって16人以上受入れをした場合に減算適用

定員超過利用減算（過去3か月実績）

▶ 過去3か月間の利用実績による定員超過利用減算

直近の過去3か月間の利用児童の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に100分の125を乗じて得た数を超える場合（ただし、定員が11人以下の場合は、直近の過去3か月間の利用児童の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合）に減算

【減算割合】

当該1か月間について所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）

例 定員10人、4月から6月の開所日数の合計60日、利用延べ人数800人の場合

$$(10+3) \text{ 人} \times 60 \text{ 日} = 780$$

780人を超過しているため、7月分について減算が適用

減算されないからといって、
定員超過しないように！！

※吹田市ホームページ「様式ライブラリー（障がい児通所支援事業）」に「障がい児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」掲載していますので、活用ください。

人員欠如減算（従業員）

- ▶ 従業員（児童指導員・保育士等）の人員欠如がある場合

【減算対象】

- ・ 1割を超えて減少した場合
翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで
- ・ 1割の範囲内で減少した場合
翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

【減算割合】

- ・ 減算適用 1月目及び2月目...所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）
- ・ 3月目以降...所定単位数の100分の50で算定（利用児童全員）

※児童発達支援センター、主として重度心身障害児を通わせる事業所、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く

人員欠如減算（児童発達支援管理責任者）

▶ 児童発達支援管理責任者の欠如の場合

【減算対象】

翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで

【減算割合】

- ・ 減算適用 1 月目から 4 月目...所定単位数の100分の70で算定（利用児童全員）
- ・ 5 月目以降...所定単位数の100分の50で算定（利用児童全員）

※児童指導員等加配加算など基準の人員配置を満たしていることが前提の加算については、人員欠如している期間は請求できません。

例 4 月に児童発達支援管理責任者が欠如、7 月 1 日に解消の場合

6 月と 7 月に児童発達支援管理責任者の人員欠如減算が適用

4 月から 6 月は人員欠如のため、児童指導員等加配加算の請求は不可

※児童発達支援センター、主として重度心身障害児を通わせる事業所を除く

個別支援計画未作成減算

以下の場合、個別支援計画未作成となり減算が適用

- ・ 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画等が作成されていない。
- ・ 個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。

【減算対象】

未作成月から解消されるに至った月の前月まで

【減算割合】

- ・ 未作成 1 月目及び 2 月目...所定単位数の100分の70で算定（当該利用者のみ）
- ・ 3 月目以降...所定単位数の100分の50で算定（当該利用者のみ）

身体拘束廃止未実施減算

次の（１）から（４）のいずれかに該当する場合に適用

- （１）指定通所基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない
- （２）指定通所基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない
- （３）身体拘束等の適正化のための指針を整備していない
- （４）身体拘束等の適正化のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施していない

【減算対象】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで

【減算割合】

所定単位数の１％に相当する単位数を所定単位数から減算（利用児童全員）

※身体拘束等の事例がない事業所においても、（２）から（４）については必ず実施してください。未実施の場合は減算適用となります。

※身体拘束適正化検討委員会は虐待防止委員会と一体的に設置・運営しても差し支えない

虐待防止措置未実施減算

次の（１）から（３）のいずれかに該当する場合に適用

- （１）虐待防止委員会を定期的（１年に１回以上）に開催していない（委員会の結果を従業員に周知していない）
- （２）従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（１年に１回以上）に実施していない
- （３）虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない

【減算対象】

事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで

【減算割合】

所定単位数の１％に相当する単位数を所定単位数から減算（利用児童全員）

児童指導員等加配加算

人員配置基準に加えて、児童指導員またはその他の従業者を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能。また、児童福祉事業に従事した経験（5年以上、5年未満）、常勤専従、常勤換算の区分により算定する。

吹田市に届出た加算の人員配置を満たしていないに関わらず、加算の請求をすることがないよう、管理者が勤務体制及び勤務実績をよく確認してください。

例（定員超過している日）

【提供サービス】放課後等デイサービス（定員10人）

【人員配置】保育士 1 名、児童指導員 1 名、児童指導員等加配加算対象職員（保育士） 1 名
計 3 名（全員常勤職員）（管理者、児童発達支援管理責任者を除く）

【実利用人数】12人（2人超過）を受け入れた場合

- ▶ 定員超過の場合、その実利用人数に応じた人員配置基準を満たす必要があるため基準上、児童指導員又は保育士について **3名の配置**が必要です。
- ▶ 児童指導員又は保育士を 3 名配置できない場合は、**人員配置基準を満たしておらず、当該日の利用者については、児童指導員等加配加算の請求はできません。**

専門的支援体制加算

人員配置基準に加えて、常勤換算で理学療法士等を1以上配置するとして、吹田市に届出た場合に算定可能

児童指導員等加配加算と同様に、吹田市に届出た加算の人員配置を満たしていないにも関わらず、加算の請求をすることがないように、管理者が勤務体制及び勤務実績をよく確認してください。

- ▶ 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう
- ▶ **5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年（900日）以上になります。資格取得前の実務経験年数は含まれませんのでご注意ください。**
- ▶ 児童指導員等加配加算と重複して算定する場合、人員配置基準に加えて、いずれも常勤換算で、児童指導員等加配加算対象職種で1、さらに専門的支援体制加算対象職種で1の職員配置が必要となります。
- ▶ 児童指導員等加配加算と同様に、**人員配置基準を満たしていない場合は、当該日の利用者については、専門的支援加算の請求はできません。**

専門的支援実施加算

理学療法士等を配置し（基準人員等による配置でも可）、個別支援計画を踏まえ、**理学療法士等が専門性に基づく評価及び個別支援計画に則って5領域のうち特定または複数の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、その計画に基づき支援を行った場合に算定可能**

- 児童発達支援：利用日数が12日未満は4回、12日以上は6回を限度
- 放課後等デイサービス：利用日数が6日未満は2回、12日未満は4回、12日以上は6回を限度
- ▶ 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行ってください。
- ▶ 理学療法士等が、当該障がい児に対し専門的支援を実施した場合には、当該**支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。**
- ▶ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、**対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得てください。**

家族支援加算①

家族（障がい児のきょうだいを含む。）等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定

- ▶ 個別支援計画作成後のモニタリングでの保護者との面談は児童発達支援管理責任者に求められている業務であるため、**本加算の算定対象にはならない。**
- ▶ 障がい児サービスに提供しない月は算定できない
- ▶ 以下、家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、**それぞれ算定可能**
- ▶ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録の作成が必要。

【加算の区分】

○家族支援加算（Ⅰ）（個別の相談援助）

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に従業者が、

- （１）は障がい児の家族等の居宅を訪問し、
- （２）は事業所において対面により、
- （３）はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、（１）から（３）全体として１日につき１回および１月につき４回を限度として算定可能。（保育所等訪問支援は１月につき２回を限度）

家族支援加算②

- ▶ 相談援助が 30 分に満たない場合は算定できない。ただし、（１）について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により 30 分未満となる場合はこの限りではない。

○家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に従業者が、

- （１）は事業所において対面により、
- （２）はテレビ電話装置等を活用して、

障がい児及びその家族等に対して、障がい児の子育てや障がい児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、（１）及び（２）全体として１日につき１回および１月につき４回を限度として算定可能

- ▶ 相談援助が 30 分に満たない場合は算定できない。

子育てサポート加算

障がい児の家族の障がい特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障がい児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障がい児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に算定可能

- ▶ 1月に4回を限度とする
- ▶ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業者が**通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること**
- ▶ 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障がい児及び家族等ごとに当該機会の提供、相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する**記録を作成**してください。
- ▶ 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、**子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できません。**

福祉専門職員配置等加算

以下の加算区分の条件を満たしているとして、吹田市に届出た場合に算定可能

▶ 当該加算の区分

- ・Ⅰ型（※100分の35以上）

- ・Ⅱ型（※100分の25以上）

※直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち有資格者（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士又は公認心理師）の割合

- ・Ⅲ型（常勤配置している従業者の割合が100分の75以上又は常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上）

▶ 「常勤配置している従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者を指します。

▶ **加算の変更又は取下げは、届出が必要になります。対象となる職員の異動があった場合は、引き続き算定が可能か必ず確認してください。**

欠席時対応加算

利用を予定した日の前々日、前日又は当日に急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児又はその家族との連絡調整その他の相談援助を行うとともに障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定可能。

- ▶ 事業所へ欠席の連絡があった日は、事業所の営業日でカウントします。

運営指導において、記録がなかったため、当該加算の返還を指導した事例があります。記録には欠席日や障がい児の状況だけでなく、相談援助の内容についても記載しておくようにしてください。

多職種連携支援加算（保育所等訪問支援）

障がい児に対して障がい特性やその状態に応じた適切な支援を行うために、**異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員**（異なる職種の2人以上の訪問支援員）が保育所等訪問支援を行った場合に算定可能。

- ▶ 2以上の複数人の訪問支援員により保育所等訪問支援を行った場合に月1回を限度に算定
- ▶ 1以上の訪問支援員は①、②のいずれかの業務従事歴がある者であること
 - ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚氏、保育士、もしくは看護職員の資格を取得後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間が5年以上
 - ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障がい児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間が5年以上
- ▶ あらかじめ障がい児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性和支援内容を通所支援計画において明記するとともに、給付決定保護者の同意を得ること
- ▶ 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと

強度行動障害児支援加算

事業所に強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障がいのある児童に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定可能。

- ▶ 実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成していること。
- ▶ 実践研修修了者は**3か月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直し**を行うこと。
- ▶ 配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援を行うこと

※基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度（保育所等訪問支援は1月に1回以上）で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること

その他の従業者が行う場合にあっては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと（保育所等訪問支援は算定不可）

- ▶ 共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービスについては、児童発達支援管理責任者を置いている場合にのみ算定可能
- ▶ 令和6年4月1日以降新たな要件の下で、本加算の算定を開始した日から90日以内の期間は、さらに+500単位／日を請求可。（保育所等訪問支援を除く）

延長支援加算

基本報酬における上限となる5時間（放デイについては平日3時間）の発達支援を行うのに加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合算定可能

以下の点に注意が必要です。

- ▶ 運営規程に定める営業時間が6時間以上（放デイ平日は除く）
- ▶ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合は、前後ともに1時間以上で設定すること。
- ▶ 延長支援時間には送迎時間は含まれない。
- ▶ 延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を**あらかじめ通所支援計画に位置付けて行うもの**であること
- ▶ 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、**2人以上（うち1人以上は基準に定める人員で配置すること。（児童発達支援管理責任者でも可））配置すること。**
- ▶ なお、これらの要件を満たせなくなった時は、加算を算定しないとともに、届出が必要となります。

関係機関連携加算

障がい児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校または児童相談所、こども家庭センター、医療機関等との連携を図るため情報共有や連絡調整を行った場合に算定可能

関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位／回（月1回を限度）...①

関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位／回（月1回を限度）...②

関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位／回（月1回を限度）...③

関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位／回（1回を限度）...④

あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、

①保育所や学校等との間で個別支援計画の作成または見直しに関する会議を開催した場合

②保育所や学校等との間で情報共有のための会議を開催し、または会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行った場合

③児童相談所、医療機関等との間で情報共有のための会議を開催し、または会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行った場合

④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

※各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。

<参考>

- ▶ 障がい児通所支援事業のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/index.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1023319)

- ▶ 集団指導障がい児通所支援のページ

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1030272.html>

(ホームページ内検索用ページ番号 1030272)